

R7 ここ家第 719 号
令和 7 年 5 月 3 0 日

小児慢性特定疾病指定医の所属する医療機関 各位

仙台市こども若者局こども家庭部
こども家庭保健課長

小児慢性特定疾病医療受給者証更新手続きについて（ご依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本市の医療福祉行政に対しご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、現在対象者に交付しております医療受給者証の有効期間が令和 7 年 9 月 30 日までとなっているため、今後、更新の手続きが必要となります。

つきましては、医療受給者証所持者へ別添のとおり通知いたしますので、ご多忙の中大変恐縮ではございますが、申請に係る各書類への記入等対応方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 受給者には、更新手続きのご案内を、5 月 30 日頃にお送りする予定です。
2. 医療意見書を記入できるのは、指定医の指定を受けている医師のみです。
3. 医療意見書およびその他必要な書類について

（1）医療意見書の様式について

医療意見書が疾病名（細分類病名）ごとに 1 枚規定されています。更新にあたっては、告示疾病名で診断の上、該当する医療意見書を作成いただく必要があるため、医療機関において、対象者の診断病名に合った医療意見書様式を小児慢性特定疾病情報センターホームページ（※1）からダウンロードしていただくようご協力をお願いいたします。

（2）医療意見書に以下の書類を添付し、保険診療で算定してください。

《必ず添付するもの》

- ・療育指導連絡票・・・5 月 30 日頃に各認定者に様式を送付いたします。（※2）

《対象児童の状態により添付するもの》

- ・人工呼吸器等装着者申請書兼証明書

・・・5 月 30 日頃に各認定者に様式を送付いたします。（※2）

（裏面へつづく）

(3) 記入上の注意点について

令和5年10月1日から制度改正により、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄が追加され、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載していただくこととなっております。

継続申請用の医療意見書の診断年月日欄につきましては、疾病の程度が継続していると診断した日について記載していただくようお願いいたします。

(4) 成長ホルモン治療用意見書について

令和6年4月1日より、小児慢性特定疾病医療費助成において成長ホルモン治療を行うための基準が廃止されました。それに伴い、成長ホルモン治療用医療意見書の作成が不要となります。

(5) 対象疾病の拡大について

令和7年4月1日より、対象疾病が801疾病へ拡大しました。詳細は別添資料をご覧ください。

(※1) 小児慢性特定疾病情報センターホームページ

<https://www.shouman.jp/disease/download>

(※2) 様式の送付前に、患者様から医療意見書の作成依頼があった場合は、仙台市ホームページより各様式をダウンロードいただけます。

仙台市ホームページ「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書等」:

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/download/bunyabetsu/ninshin/h28shori/shoni.html>

担当：仙台市こども家庭保健課 伊藤
電話：022-214-8189